

世田谷区告示第 372 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 5 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区奥沢一丁目 88 番 10 の内

3 変更の区域

面積 1.56 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 5 月 20 日

案内図

 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 奥沢一丁目5番

